

建設工事に係る内訳書の調査等に関する取扱いについて

令和 8 年 7 月 13 日

精華町総務部入札契約室

1 趣旨

この取扱いは、精華町が発注する建設工事（ただし、除草、剪定その他建設工事に関する業務を除く。）において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条に規定する入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）の調査方法等について必要な事項を定めるものとする。

2 内訳書記載事項

内訳書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 工事名、名前又は商号及び代表者名
- (2) 入札公告時に公表する閲覧設計書に掲げる工事区分、工種、種別及び細別に対応する数量、単位及び金額（ただし、営繕工事については、閲覧設計書の工事種別内訳、種目別内訳、科目別内訳に対応する数量、単位及び金額）
- (3) 材料費
- (4) 労務費
- (5) 法定福利費（現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料を含む。）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金を含む。）の法定の事業主負担額をいう。）
- (6) 安全衛生経費（労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費をいう。）
- (7) 建退共掛金（建設業退職金共済制度の掛金をいう。）

3 労務費ダンピング調査

内訳書に記載された労務費等の適正性の調査（労務費ダンピング）は、令和8年10月1日以降に入札公告を行う予定価格が1億円以上の入札において、次のとおり実施するものとする。

- (1) 落札候補者（複数ある場合はくじ引きの当選者をいう。以下

同じ。) から提出された内訳書に記載されている直接工事費が一定水準を下回る場合、落札候補者に対し、その理由を確認する。

- (2) (1) の一定水準は、精華町建設工事等における最低制限価格取扱要領（令和元年 8 月 1 日施行）の 4 最低制限価格の算出の (1) に規定する額とする。
- (3) (1) の確認は、落札決定を保留し、落札候補者から理由書（別記様式第 1 号）の提出を求める方法により行う。
- (4) 落札候補者が理由書の提出を行わない場合又はヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、精華町契約規則（平成 15 年規則第 28 号）第 7 条の 4 第 1 項第 10 号及び精華町工事等競争入札心得第 11 条第 1 項第 14 号の規定に該当するものとし、入札を無効とする。
- (5) 確認の結果、合理的な回答が得られなかった場合は、落札候補者に対し、合理的な理由なく労務費を削除してはならない旨及び適正な賃金を支払わなければならない旨について、労務費ダンピング調査の結果に基づく要請（別記様式第 2 号）を通知するものとする。
- (6) (5) の要請を行った場合は、案件毎に、入札金額内訳書調査票（別記様式第 3 号）に必要事項を記載した上で、入札公告文、特記仕様書、設計図書等に関する質問及び回答、金入設計書並びに落札候補者から提出された内訳書及び理由書を付して、報告するものとする。
- (7) (6) の報告があった場合、国土交通省が設置する建設 G メンに通報するものとする。

4 経過措置

- (1) 令和 8 年 9 月 30 日までに入札公告を行う案件については、2 内訳書記載事項の (3) から (7) までの事項について、記載が無い場合も有効な内訳書として取り扱うものとし、令和 8 年 10 月 1 日以降、2 内訳書記載事項の (3) から (7) までの事項について、記載がない場合は、無効な内訳書として取り扱うものとする。

- (2) 当面の間、3 労務費ダンピング調査において、人件費、材料費、法定福利費、安全衛生経費及び建退共掛金については、記載の有無のみを確認し、金額の妥当性に関する調査は行わないものとする。